

## 固定資産の所有者が亡くなったときは

固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者（納税義務者）が亡くなったときは、その財産は相続人全員の共有財産となり、固定資産税の納税義務が承継されます。このため、相続人による書類の提出が必要です。

- 相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書（土地と家屋の登記物件・償却資産）  
正式な相続登記が完了するまでの間、相続人全員の代表として固定資産税納税通知書の受け取りや納税に関するなどを行う人を申告により指定します。

※この申告書は、相続登記や相続税には一切関係ありません。

- 未登記家屋所有者変更届出書  
亡くなった人が、法務局で登記していない家屋（未登記家屋）を所有していた場合、届け出により新たに所有する人に変更します。

### 千葉地方法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



問 課税課 ☎ (93) 0444

## 令和7年度固定資産税 償却資産を所有している事業者は申告を

償却資産とは、会社・個人経営の工場や店舗、農業経営に使用している構築物・機械・備品などをいいます。

令和7年1月1日現在で償却資産を所有しているときは、**令和7年1月31日（金）までに申告してください。** 申告用紙は12月20日に送付します。必要な人は、市公式ホームページからダウンロードするか、問い合わせてください。  
なお、次の人には、市からの申告用紙などの送付を省略しています。



- 前年度に申告している償却資産の課税標準額が免税点未満である事業者

- 前年度の申告内容から所有している償却資産がない事業者

業種	課税対象となる主な償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、内装、看板、舗装路面、ブラインド、LAN設備など
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤など
印刷業	各種製版機、印刷機、裁断機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象を除く）、発電機など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫など
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付を含む）、自動販売機など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニル包装設備など
不動産貸付業 (駐車場・パトなど)	受変電・発電機・蓄電・中央監視各設備、門など外構工事、駐車料金自動計算装置、舗装路面、機械設備など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンクなど
売電事業	太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー、表示ユニットなど
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車以外）、保冷庫、農業用機械など

※上記の表は一例です。詳しくは問い合わせてください。

問 課税課 ☎ (93) 0444

## 家屋を新築・増築・取り壊したときには



家屋を新築・増築、または取り壊したときには、市への連絡が必要です。連絡がない場合、「1月1日の賦課期日には、家が建っているのに評価証明書を発行してもらえない」・「家屋が建っていないのに課税されてしまった」ということがあります。

※登記済み家屋で滅失登記をした場合は、市への連絡は不要です。

問 課税課 ☎ (93) 0444

## 相談・講座・試験

### 「空き家」セミナー&総合相談会

空き家などの専門知識がある有識者が集まり、無料でセミナー及び相談会を開催します。

- 日時 12月7日（土）  
セミナー 14:00～14:45  
空家相談会 14:45～16:15
- 場所 中央公民館4階大会議室
- 内容 空き家の管理・相続・複数所有者・税務などの問題、空き家や空き地の利活用・解体
- その他 申込不要

問 空き家対策有識者会議事務局 森田  
☎ 043（483）7407

### 若者応援！ 就労・進路相談

- 日時 12月12日（木）  
13:00～17:00
- 場所 北部コミュニティセンター  
会議室1
- 対象 15歳～49歳で就労に悩みを抱えている人またはその家族
- 申込み 電話で申込み
- 問・申込先  
ちば北総地域若者サポートステーション  
☎ (24) 7880